

「旧東大阪市・大東市清掃センター新田事業所跡地

に関する基本協定書」の締結について

1、締結までの経過

東大阪市・大東市清掃センター新田事業所は、昭和39年に前身であり「布施市清掃新田工場」が運転を開始し、昭和49年8月に一部事務組合として設立され、平成22年3月に設立当初の目的がほぼ達成され解散するまでの約45年間、東大阪市、大東市の両市のし尿等を処理する施設として、両市の協力のもと運営されてきました。

現在は一部事務組合の解散の後、大東市のし尿の公共下水道への直投施設として、東側一部において、東大阪市から無償で用地を借用しながら、運営を続けており、本基本協定書では、今後においても、し尿を処理する目的として、運営し続けていくこととしています。

一部事務組合が解散されてから、直投施設および残用地に係る跡地活用について、両市間で協議を行い、スポーツ振興の観点から公園設置、体育館設置など様々な検討を行ってまいりましたが、昨今の景気の動向、本市におけます人口の著しい社会減、高齢化などによる税収の伸び悩みと、福祉事業費などの増大などの諸課題に対応することが喫緊の課題となったため、跡地の活用方法につきましては、「企業誘致、雇用の拡大、新田地域の工業の促進等」を基本的な方針として、検討・協議してまいりました。

この度、当市と東大阪市において、跡地の活用および跡地の売買等についての協議が整ったことから、本基本協定を締結しようとするものです。

2、跡地の活用について

① 直投施設について

現在、本市のし尿の処理として、公共下水道へ直接放流している「大東市し尿処理センター」については、今後においても、運営していくものとし、その用地（新田境町30番2）については、東大阪市より随意契約により、時価により購入するものとし、ます。

② 地下埋設物について

現在、跡地に埋設されている廃棄物等の処理については、平成22年10月6日付け、「東大阪市・大東市清掃センター解散後の残務事業に関する協定書」に基づき、双方の所有することになる用地について、互いに補償し合うこととします。

③ 跡地の活用について

直投用地以外の跡地（新田境町30番1、31番）については、東大阪市が民間等へ借地するなどし、「企業誘致、雇用の拡大、新田地域の工業の促進等」を目的として活用するものとし、ます。